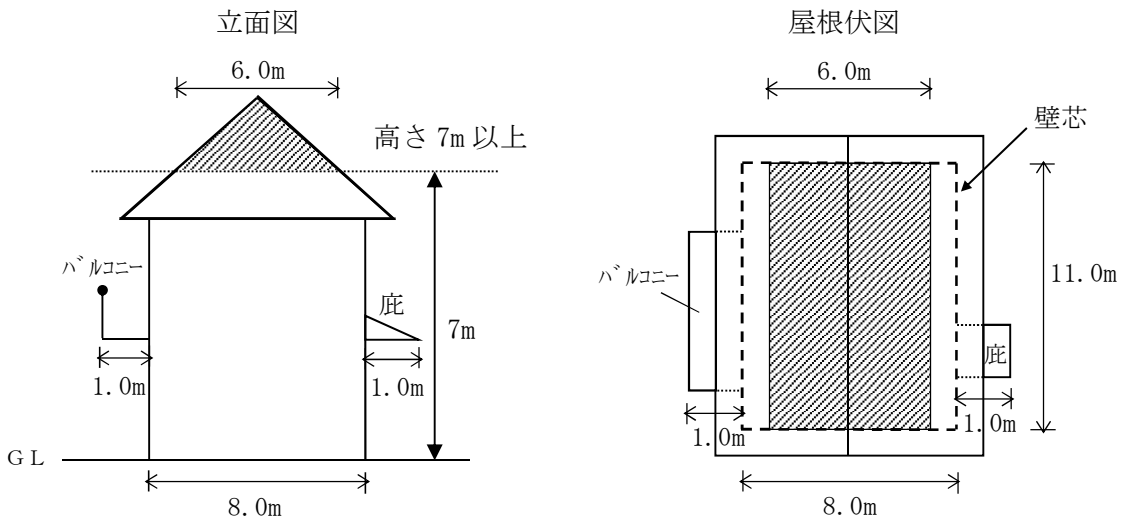


<p>集団規定</p>	<p>高度地区</p>
	<p>法第 58 条</p>

最低限度高度地区のただし書きの取り扱い

最低限度高度地区内における建築物の高さの最低限度は7mとしなければならない。  
 ただし、高さ7m未満の建築物の部分の建築面積の合計(a)が、【建築面積の2分の1未満】かつ【100m<sup>2</sup>未満】である場合には、当該部分にこの規定を適用しない。(建築面積の算定方法は、令第2条第1項第二号の建築面積の算定方法による。)

ただし書き適用例



◆ 高さ7m未満の建築物の部分の建築面積の算定

$$\begin{matrix} \text{建築面積} & \text{高さ7m以上の部分} \\ (8.0\text{m} \times 11.0\text{m}) - (6.0\text{m} \times 11.0\text{m}) = 22.0\text{m}^2 \quad \dots (a) \end{matrix}$$

◆ 緩和条件の確認

$$\begin{matrix} (a) & \text{建築面積の2分の1} & (a) \\ \text{【} 22.0\text{m}^2 < (88.0\text{m}^2 \div 2) \text{】} & \text{かつ} & \text{【} 22.0\text{m}^2 < 100\text{m}^2 \text{】} \end{matrix}$$

以上により、当例は緩和条件を満足しているため、ただし書きが適用される。

<p>技術的助言等</p>	<p>昭 32 建計 369</p>
<p>参考資料等</p>	<p>基準総則・集団規定の適用事例 2022 年版 P68</p>